

議案第104号

平成28年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

平成28年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年12月1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		81,603	109	81,712
	1 一般会計繰入金	81,603	109	81,712
8 町債		24,400	△100	24,300
	1 町債	24,400	△100	24,300
歳入	合計	137,435	9	137,444

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		45,946	9	45,955
	1 総務管理費	45,946	9	45,955
3 公債費		81,458	0	81,458
	1 公債費	81,458	0	81,458
歳 出	合 計	137,435	9	137,444

## 第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 18,400	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 18,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。